

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1712号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 初任給調整手当に関する規則（規則第6-140号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給する職の範囲)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 一般職員給与条例第24条の5第1項第2号に規定する職は、一般職員給与条例別表第1行政職給料表の適用を受ける職員の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とするものとする。ただし、管理職手当を支給される職でその支給割合が1種のものを除く。</p> <p>(職員の範囲)</p> <p><b>第3条</b> 一般職員給与条例第24条の5第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。ただし、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（第6条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練（第6条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（旧専門学校令による専門学校等で委員会の定めるものを卒業した者にあつては、委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。）内に行われたものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>第4条</b> 一般職員給与条例第24条の5第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第9</p>	<p>(支給する職の範囲)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 一般職員給与条例第24条の5第1項第2号に規定する職は、一般職員給与条例別表第1行政職給料表及び一般職員給与条例別表第3イ教育職給料表<del>(一)</del>の適用を受ける職員の職で医学又は歯学<del>(これらに準ずると委員会が認めるものを含む。)</del>に関する専門的知識を必要とするものとする。ただし、管理職手当を支給される職でその支給割合が1種のものを除く。</p> <p>(職員の範囲)</p> <p><b>第3条</b> 一般職員給与条例第24条の5第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。ただし、<u>第1号及び第2号に掲げる職員にあつては、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（第6条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練（第6条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（旧専門学校令による専門学校等で委員会の定めるものを卒業した者にあつては、委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。）内に行われたものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 前条第2項に規定する職に採用された職員（前号に掲げる職員を除く。）であつて、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する看護師免許証若しくは学校教育法に規定する博士（医学）の学位を有する者（委員会が定める者に限る。）</u></p> <p><b>第4条</b> 一般職員給与条例第24条の5第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第9</p>

条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる職員以外の職員のうち、前条に規定する経過期間内に新たに第2条第1項に規定する職を占めることとなつた職員及び当該経過期間内に新たに同条第2項に規定する職を占めることとなつた職員で医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有するもの

(支給期間及び支給額)

**第6条** 初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となつた日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 (略)

条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 前号及び次号に掲げる職員以外の職員のうち、前条に規定する経過期間内に新たに第2条第1項に規定する職を占めることとなつた職員及び当該経過期間内に新たに同条第2項に規定する職を占めることとなつた職員で医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有するもの

(3) 新たに第2条第2項に規定する職を占めることとなつた職員で、保健師助産師看護師法に規定する看護師免許証若しくは学校教育法に規定する博士（医学）の学位を有するもので委員会が定める者

(支給期間及び支給額)

**第6条** 初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、第3条第3号及び第4条第3号に掲げる職員以外の職員にあつては大学（旧専門学校令による専門学校等で委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となつた日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 (略)

**第2条** 初任給調整手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	
1 年 未 満	円 410,900	円 365,500	円 306,000	円 50,000
1年以上2年未満	410,900	365,500	306,000	50,000
2年以上3年未満	410,900	365,500	306,000	50,000
3年以上4年未満	410,900	366,500	306,000	50,000
4年以上5年未満	410,900	365,500	306,000	50,000
5年以上6年未満	410,900	365,500	306,000	50,000
6年以上7年未満	410,900	365,500	306,000	48,200
7年以上8年未満	410,900	365,500	306,000	46,400
8年以上9年未満	410,900	365,500	306,000	44,600
9年以上10年未満	410,900	365,500	306,000	42,800
10年以上11年未満	410,900	365,500	306,000	41,000
11年以上12年未満	410,900	365,500	306,000	39,200
12年以上13年未満	410,900	365,500	306,000	37,400
13年以上14年未満	410,900	365,500	306,000	35,600
14年以上15年未満	410,900	365,500	306,000	34,200
15年以上16年未満	410,900	365,500	306,000	32,800
16年以上17年未満	406,500	361,500	302,700	31,400
17年以上18年未満	402,100	357,500	299,400	30,000
18年以上19年未満	397,700	353,500	296,100	28,600
19年以上20年未満	393,300	349,500	292,800	27,200
20年以上21年未満	388,900	345,500	289,500	25,800
21年以上22年未満	369,600	328,700	275,800	25,200
22年以上23年未満	349,900	311,600	261,800	24,600
23年以上24年未満	330,700	295,000	248,400	23,700
24年以上25年未満	311,400	278,100	234,600	23,100
25年以上26年未満	292,000	261,300	221,000	22,500
26年以上27年未満	269,400	240,600	203,400	21,900
27年以上28年未満	247,200	220,300	186,400	21,300
28年以上29年未満	224,900	200,000	169,200	20,600
29年以上30年未満	202,200	179,300	151,600	20,300
30年以上31年未満	177,500	157,500	133,700	19,900
31年以上32年未満	152,700	135,600	115,500	19,300
32年以上33年未満	128,200	114,000	97,700	18,500
33年以上34年未満	90,200	82,200	71,700	17,600
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	16,900

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。